ニ　イの規定にかかわらず、ディーラーは、顧客（フォールドを行った顧客を除き、負けとなった賭けに参加した顧客を含む。）の手役が四イの⑴から⑶までのいずれかとなった場合は、当該顧客に対し、次の⑴から⑶までに掲げる当該顧客の手役の区分に応じ、当該顧客のアンティに対応する区画に置かれた賭金に対してそれぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズにより算出した額の勝金を支払うものとする。

⑴　ストレートフラッシュ　５対１

⑵　スリーオブアカインド　４対１

⑶　ストレート　１対１

八　賭けの区画の追加

イ　カジノ事業者は、二のハの規定にかかわらず、二のロの区画について、二のハに掲げる賭けに対応するものに加え、顧客の手役が四イの⑴から⑶までに掲げる手役のいずれかとなることに対する賭け（以下この５において「プログレッシブジャックポット」という。）に対応するものとすることができる。この場合において、スリーカードポーカーの方法は、一から七までの規定によるほか、ロ及びハの規定によるものとし、二のロの規定の適用については、同ロ中「置く」とあるのは「置き、又は投入する」と、「置いた」とあるのは「置き、又は投入した」と、「できる。」とあるのは「できる。ただし、八のイに規定するプログレッシブジャックポット（以下このロにおいて単に「プログレッシブジャックポット」という。）については、二ハの⑴に規定するアンティ又は同ハの⑵に掲げる賭けに参加した顧客に限り参加することができるものし、カジノ事業者は、プログレッシブジャックポットに係る賭金に相当する額に対し、プログレッシブジャックポットに係る賭金の総額に対するプログレッシブジャックポットに係る勝金の総額の比率が１を超えない範囲でカジノ事業者が選択して業務方法書に記載する率を乗じた額を累積金額に加えるものとする。」とする。

ロ　プログレッシブジャックポットに参加した顧客は、当該顧客の手役が四イの⑴から⑶までのいずれかとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　プログレッシブジャックポットについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴から⑶まで掲げる顧客の手役の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるとおり算出した額とする。なお、累積金額から顧客に対して支払う⑴の㈠に定める額を差し引いた額がリセット金額を下回るときは、累積金額をリセット金額にし、賭金の蓄積を継続することとする。

⑴　ストレートフラッシュ　次の㈠から㈢までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、それぞれ当該㈠から㈢までに定める額

㈠　Ａ、Ｋ及びＱのトランプ（スートが全てスペードであるものに限る。）の組合せ　その時点における累積金額の全部に相当する額

㈡　Ａ、Ｋ及びＱのトランプの組合せ（㈠に掲げるものを除き、スートが全て同じものに限る。）　当該顧客がプログレッシブジャックポットに対応する区画に置き、又は投入した賭金（以下このハにおいて単に「賭金」という。）の250倍に相当する額

㈢　㈠及び㈡に掲げる組合せ以外の組合せ　賭金の35倍に相当する額

⑵　スリーオブアカインド　賭金の30倍に相当する額

⑶　ストレート　賭金の３倍に相当する額

九　不適切な事象に対する措置

４の七の規定は、スリーカードポーカーに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同七中「四のロ」とあるのは「５五イの⑵」と、同七イの⑵及び⑼中「第三の４」とあるのは「第三の５」と、同イの⑹及び⑺中「四」とあるのは「５の五」と、同ロの⑺中「四のイ又は六のイ」とあるのは「５五イの⑴又は５七のイ」と、同ロの⑼中「六」とあるのは「５の七」と読み替えるものとする。

十　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

４の八の規定は、スリーカードポーカーに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同八中「第三の４」とあるのは「第三の５」と、「七イ」とあるのは「５の九において準用する４七イ」と、「九」とあるのは「５の十一」と、同八のイ中「一」とあるのは「５の一」と、同八のロ中「二のイ、ロ及びニ、三並びに五のイ」とあるのは「５二のイ、ロ及びニ、５の三並びに５六のイ」と、「二のニ」とあるのは「５二のニ」と、同八のハ中「二のロ、四のロ及び六」とあるのは「５二のロ（５八のイにおいて読み替えて適用する場合を含む。）、５五イの⑵、５の七及び５八ハの⑴」と、同八のニ中「四のイ及び六のイ」とあるのは「５五イの⑴及び５七のイ及びニ」と読み替えるものとする。

十一　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

４の九の規定は、スリーカードポーカーに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同九中「二ハの⑴」とあるのは「５二ハの⑴」と、「それら」とあるのは「５八のイに規定する賭け」と、「第三の４」とあるのは「第三の５」と、「七及び八」とあるのは「５の九において準用する４の七及び５の十において準用する４の八」と、同イ中「八」とあるのは「５の十において準用する４八」と、同ロ中「二から六」とあるのは「６の二から八」と、同ハ中「三、四及び五のイ」とあるのは「５の三、５の五及び５六のイ」と、「イにおいて準用する八のロ」とあるのは「５の十において準用する４八のロ」と読み替えるものとする。

十二　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

４の十の規定は、スリーカードポーカーに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「八又は九」とあるのは「５の十又は５の十一」と、「第三の４」とあるのは「第三の５」と、同イのただし書中「五のイ」とあるのは「５六のイ」と読み替えるものとする。

6　テキサスホールデムボーナスの方法は、第三の１から３までに定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

一　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画並びにフロップ、ターン及びリバーに係る区画並びに当該区画を表す名称又は意匠、八のロに規定するカジノ事業者が選択した勝ちとなった二ハの⑴に規定するアンティに対応する区画に置かれた賭金に対して勝金を支払うこととなる手役の条件、八のニに規定するオッズを適用する場合はそのオッズ並びに九のニの規定を適用する場合はその旨が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

二　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。ただし、ハの⑵に規定するボーナスについては、ハの⑴に規定するアンティに参加した顧客に限り参加することができるものとする。

ハ　ロの区画は、次に掲げる賭けに対応するものとする。

⑴　顧客に配布された２枚のトランプ並びに四のロ及び五のロ（六において準用する場合を含む。）の規定によりテーブルの中央に配布された５枚のトランプ（以下この６において「コミュニティカード」という。）を合わせた７枚のトランプから形成し得る最も強い手役（以下この６において「顧客の手役」という。）が、ディーラー手札の２枚のトランプ及び５枚のコミュニティカードを合わせた７枚のトランプから形成し得る最も強い手役（以下この６において「ディーラーの手役」という。）よりも強いことに対する賭け（以下この６において「アンティ」という。）

⑵　顧客に配布された２枚のトランプがペア又はＡ及びＪ、Ｑ若しくはＫの組合せとなることに対する賭け（以下この６において「ボーナス」という。）

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。